

令和3年第8回農業委員会総会

- 1 日 時 令和3年8月25日(水)
午前10時00分～午前10時15分
- 2 場 所 大竹市マロンの里交流館研修室

3 出席委員 (農業委員)

議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
1	正木 静夫	7	島原 順二
2	石井 昌嗣	8	田中 博幸
3	東田 保夫	9	橋村 實男
4	丸小 操		
5	小川 裕希恵		

(最適化推進員)

議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	大江 達也		田中 弘明

4 (欠席委員)

議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
6	古木 麻知子		

5 出席職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	前田 新吾	事務局長補佐	野島 史雄
事務局主幹兼農地係長	川本 義典	事務局書記	藤井 秀明

令和3年第8回農業委員会総会日程

1 日時 令和3年8月25日(水) 午前10時00分

2 場所 大竹市マロンの里交流館研修室

3 議事日程

上程順序	議事番号	内 容
日程第1	議案第9号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第2	議案第10号	非農地証明の申請について
日程第3	議案第11号	農地法等に基づく大竹市農業委員会の処分に係る審査基準等の改正について
日程第4	報告第5号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理について

4 会議の公開

総会は、「農業委員会等に関する法律」(昭和26年法律第88号)第32条の規定により、公開で行います。

事務局長

ご起立ください。ただ今から、令和3年第8回大竹市農業委員会総会を開催いたします。一同ご礼ご着席下さい。

会 長

本日の会場は、いつもより広いので大きめの声で発言をお願いします。本日の出席委員11名中10名で定足数に達しておりますので、これより令和3年第8回大竹市農業委員会総会を開会いたします。この際本日の議事録署名委員は、大竹市農業委員会会議規則第17条第2項の規定により会長において、3番東田保夫委員、9番橋村實男委員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。これより、日程第1議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。本件について、事務局より説明を求めます。

事務局（川本）

それでは議案第9号農地法第5条の規定による許可申請についてを順位1から説明します。議案書は2ページ、地図は4ページをご覧ください。譲受人は広島市安佐南区西原二丁目の〇〇会社代表社員〇〇〇〇さん、譲渡人は栗谷町小栗林の〇〇〇〇さんです。申請地は栗谷町小栗林字上ヶ原〇〇番地、地目は田、面積は796㎡です。順位2は議案書の3ページ、地図は4ページをご覧ください。譲受人は同じく広島市安佐南区西原二丁目の〇〇会社代表社員〇〇〇〇さん、譲渡人は栗谷町小栗林の〇〇〇〇さんです。申請地は栗谷町小栗林字上ヶ原〇〇番地、地目は田、面積は499㎡です。申請地は三倉平へ上がる市道と、宮久保橋から東に集落を抜けた道路が合流する三叉路の付近で、道路より高い位置にある農地です。1000㎡を超える太陽光発電設備については、広島県農業会議に意見を求めることとなっておりますが、今回は1000㎡未満の小規模太陽光発電設備として事業計画及び認定があり、5ページの太陽光パネル設置参考図のとおり、2件の別個の申請となります。申請理由ですが、譲渡人が耕作をやめた後草刈りなどの管理を負担に感じていた中で、太陽光発電の用地として譲ることに合意したことから申請となったものです。なお、申請地は農用地からは除外されており、再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受け、被害防除措置計画書も添付されていることから、転用について事務局としては申請のとおり許可後6カ月以内の完成を条件として、許可相当と考えております。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

会 長

続きまして、本件について地区担当委員の説明を求めます。2番石井委員お願ひします。

石井委員

先日、正木会長と島原委員と三人で現地を確認に行ったが何の問題もないと思います。

会 長

続きまして、本件について現地調査員の意見を求めます。7番島原委員お願ひいた

します。

島原委員

石井委員のとおり何の問題もないと思います。

会 長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

(質疑及び意見なしの声)

会 長

質疑及び意見はなしと認めます。お諮りいたします。本件につきまして、申請のとおり許可することに決して、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

会 長

ご異議ございませんので、本件については申請のとおり許可することに決定されました。続きまして、日程第2議案第10号非農地証明の申請についてを議題といたします。本件について事務局より説明を求めます。

事務局（川本）

それでは議案第10号非農地証明の申請についてを順位1からご説明いたします。議案書は6ページ、地図は7ページをご覧ください。所在は黒川一丁目〇〇番〇〇で、登記地目は田、現況は宅地、面積は251㎡の土地です。申請人は黒川一丁目の〇〇〇〇さんです。申請理由は地目変更のためです。改廃年月日は昭和63年頃で、昭和63年9月26日に申請地に木造瓦葺平屋建ての事務所を建築し、翌月建物登記がされておりその後農地としての利用はありません。この度、現況地目と合致させるために非農地証明の申請を行ったものです。広島県の農地法に関する各種証明事務取扱ガイドラインに沿って検討すると、今回の申請地は昭和27年10月21日以降の人為的な潰廃地いわゆる無断転用地となるものの、転用の事実行為からおおむね20年以上が経過しており、農地転用行政上も支障がないものと認められる土地については非農地証明の対象にできるとされており、本案件は該当する事案と考えます。以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長

続きまして、本件について地区担当委員の説明を求めます。5番小川委員お願いいたします。

小川委員

現地確認したところ、現状宅地になっていて周辺も宅地のため問題ないと思います。

会 長

続きまして、本件について現地調査員の意見を求めます。3番東田委員お願いいたします。

東田委員

先ほどからあるように、宅地で農地らしい形跡がなく、かさ上げされたり埋め立てされたりして農地にしたら苦情がくるようなところなので問題はないと思います。

会 長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

(質疑及び意見なしの声)

会 長

質疑及び意見はなしと認めます。お諮りいたします。本件につきまして、申請のとおり証明することに決してご異議ございませんか。

(異議なしの声)

会 長

ご異議ございませんので、本件について申請のとおり証明することに決定されました。続きまして、日程第3の議案第11号農地法等に基づく大竹市農業委員会の処分に係る審査基準等の改正についてを議題といたします。本件について事務局より説明を求めます。

事務局（川本）

それでは、議案第11号についてご説明いたします。議案書8ページになります。また、議案と同封の資料として資料1、資料2、資料3をご覧ください。まず初めに、農業委員会が行う農地法に基づく事務処理及び審査についてからご説明します。平成19年4月から広島県条例により県の権限で決定されていた農地法第4条、第5条、第18条などの許可案件について、市町に権限移譲されたことに伴い平成22年4月各市町における運用を統一化し、円滑に実施することなどを目的に広島県が農地法関係事務処理ガイドラインを策定しています。この度広島県が7月30日付でこのガイドラインの改正をしたことに伴い、農地法等に基づく処分に係る審査基準を大竹市においても審議する必要がありますので、ご提案させていただきます。なお、審査基準は広島県が新たに示した基準と同一にしております。資料1、農地法等に基づく処分に係る審査基準等についてと、ホッチキス止めの横長になります資料2農地法等に基づく処分に係る審査基準等について新旧対照表、資料3農地法等に基づく処分に係る審査基準等についてをお配りしております。それでは、資料に沿ってご説明いたします。まず資料1をご覧ください。このたびの主要な改正点として、第1種農地は厳しい転用制限が設けられていますが、その例外的に許可されるものがあり、地元の農業を継続するために必要な施設等の運営を行うものは2キロ以内に居住する自然人が法人となったものでなければならないことや、転用が認められる農業用施設の種類・範囲について、文言を修正しています。

2つ目ですが、一時的な利用の期間は、申請に係る目的を達成できる必要最小限の期間であり、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼさないようにするため3年以内の期間に限定されますが、農業を継続する形での仮設工作物の設置や農地等への原状回復が容易にできる施設に利用する場合に、通常3年以内であったものを10年以内の期間とすることが認められています。この10年以内の期間とすることが認められる範囲に、認定農業者等担い手が養殖池として利用する場合や、荒廃した農地を再生利用する目的で養殖池として利用する場合を追加することとなりました。

3つ目ですが、農地法の申請様式について各種国通知の改正に伴って、各様式の押

印欄をなくし申請者の署名（自署）を求めていたところを廃止するものです。次に資料2をご覧ください。ただいまご説明しましたことを表にしています。右側に現行を左側に改正に分けてどこを改正するか比較し、改正したところを赤字で印字したうえで一覧にしています。また資料3ですが、こちらはこのたびに改正したものを取り込んでまとめたものになっています。以上となります。ご審議をお願いします。

会 長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

（質疑及び意見なしの声）

会 長

質疑及び意見はなしと認めます。お諮りいたします。本件について、審査基準等を改正することに決して、ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

会 長

それでは、ご異議ありませんので、本件については審査基準等を改正することに決定されました。続きまして、日程第4報告第5号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理について」を議題といたします。本件について、事務局より説明を求めます。

事務局（川本）

それでは、報告第5号について、事務局長において専決処理しましたので、ご報告いたします。議案書は9ページ、地図は10ページをご覧ください。譲受人は東京都新宿区高田馬場三丁目〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇さん、譲渡人は、山口県下関市長府松小田本町の〇〇〇〇さんです。届出地は、東栄一丁目〇〇番〇〇、〇〇番〇〇、〇〇番〇〇、〇〇番〇〇の4筆で、登記地目は畑、面積は合計179.4㎡です。現況は、休耕ですが、果樹が数本あります。転用目的は、分譲用宅地です。申請地は、さかえ公園北側の一方通行路から北に入った住宅地の奥にあります。申請地は、道路に面し、周囲を住宅に囲まれており、近接する農地もないことから、地区担当委員さんからも、転用による周辺の農地への支障はないというご意見を頂いております。7月26日にこの届出を受理しております。以上でございます。

会 長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

（質疑及び意見なしの声）

会 長

質疑及び意見はなしと認めます。お諮りいたします。本日議決された案件のうち、字句、数字その他整理を要するものにつきましては、その整理を会長に委任されたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

会 長

異議なしと認めます。よって、案件のうち字句、数字その他整理を要するものにつ

きましては、その整理を会長に委任することに決定されました。

以上をもちまして、令和3年第8回大竹市農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長

ご起立ください。一同、ご礼。ありがとうございました。